

第10期報告書

..... 目 次

第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）事業報告.....	P2
1. 当社の現況に関する事項.....	P2
2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項.....	P13
3. 社外役員に関する事項.....	P17
4. 当社の株式に関する事項.....	P20
5. 会計監査人に関する事項.....	P24
6. 業務の適正を確保する体制.....	P25
第10期末（平成23年3月31日現在）貸借対照表.....	P29
第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）損益計算書.....	P30
第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書.....	P31
会計監査人の監査報告書謄本.....	P35
監査委員会の監査報告書謄本.....	P36
第10期末（平成23年3月31日現在）連結貸借対照表.....	P37
第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）連結損益計算書.....	P38
（ご参考）第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）連結包括利益計算書.....	P39
第10期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書.....	P40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本.....	P63
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書謄本.....	P64



株式会社 **リソナホールディングス**

第10期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務などの金融関連業務を行っております。

■ 金融経済環境

当期の世界経済は、全体としては景気回復の動きが続きましたが、力強い成長を続ける新興国と回復の足どりの鈍い先進国との成長ベースの差が拡大しました。中国では景気過熱に伴う物価高騰を抑えるために利上げが再開された一方、米国では個人消費や設備投資は徐々に改善しましたが、雇用の回復は緩やかなものとなりました。

わが国では、消費刺激策の下で好調だった自動車や家電の販売は、秋以降、政策の終了・縮小に伴って反動減となり、特に自動車の需要減などを受けて景気は足踏み状態となりました。年明け後は新興国向け輸出が堅調であったことなど、輸出、個人消費、雇用動向等景気は徐々に持ち直す動きがみられましたが、東日本大震災とそれに伴う電力不足により生産活動の低下、個人消費の落ち込み、輸出減少など大きな影響を受け、今後の先行きが不透明な中で3月末を迎えました。

国内金融市場は、短期金利は金融緩和政策が継続される下で低水準で推移し、長期金利（新発10年国債市場利回り）についても米国金利上昇に伴い水準が上昇しましたが、総じて落ち着いた動きとなりました。日経平均株価につきましては、円高の進行等に伴い下落した後、米国株価の堅調な動きや日本株への資金流入により回復に転じましたが、大震災の影響等もあり3月末は9,700円台となりました。円の対ドルレートは、総じて円高基調で推移して、期を通じて10円程度の円高となりました。

■ 企業集団の事業の経過及び成果

前述の金融経済環境の下、第10期事業年度におきましても、当グループは、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）や「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取組み、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指しております。

— 個人ローン —

住宅ローンビジネスについては、新設住宅着工戸数が依然として低水準で推移しており、またマンション市況も新規販売戸数の回復は弱く、市場環境は引き続き厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、当グループでは、マンションデベロッパーや大手住宅流通事業者等への営業強化、借りかえ施策の推進等により、貸出の増強を図っております。加えて、お客さまとのコミュニケーションを強化するとともに、ご返済に関する相談等にもきめ細かく応じられるよう店頭等の相談態

勢の強化に取り組んでおります。

株式会社りそな銀行については、住宅流通事業者やハウスメーカーの営業担当者向け勉強会の開催により、案件の発掘に努めているほか、コンサルティングを重視した住宅ローン相談会の開催やホームページ等を通じた情報配信により、ローン案件の獲得強化に取り組んでおります。また、貸付住宅ローンについては、営業店とアパートマンションローンセンターとの連携強化に引き続き努めております。商品面については、住宅ローンをご利用いただいているお客さまのニーズにお応えするため、「教育ローン」や「リフォームローン」等に住宅ローンご利用者向け金利プランを導入しております。

また、貸金業者への法規制や市況の変化によりマーケットを取り巻く環境が大きく変動していることを踏まえ、従来以上にお客さまのニーズに応えるべく、平成22年度上期には高額極度型「りそなプレミアムカードローン」等をご提供しております。

—金融商品販売—

当グループでは、競争力のある独自商品やマーケットで評価された商品の提供により商品ラインアップを整備するとともに、担い手のスキルの向上、迅速な情報提供によるアフターフォローの強化等により、お客さま満足度の向上を図りながら、金融商品販売ビジネスの強化に努めております。

株式会社りそな銀行については、「豊かな生活設計をサポートするコンサルティング営業」の強化を目指し、その実現に向けた施策として平成22年4月から「相談力向上プロジェクト」を展開しております。「投資信託提案支援システム（ファンドナビ）」「ライフプランニングサービス」といった新システムの採用と合わせ、コンサルティングセールス力の強化に向けた担い手の育成を継続しており、お客さまへの更なる提案力強化に取り組んでおります。

—資産承継ビジネス—

資産承継ビジネスについては、高齢社会の進展に伴い市場が拡大する中、株式会社りそな銀行の持つ信託機能を活用した遺言信託や遺産整理（愛称：相続手続代行サービス）等の資産承継ノウハウを、当グループの持つ店舗ネットワークとお客さま基盤を活かしてご提供することにより、お客さまの「遺す」ニーズにお応えしております。

株式会社りそな銀行については、平成20年4月以降、FP（ファイナンシャルプランナー）を増員するなど、従来以上にお客さま一人ひとりの資産・ご意向に沿ったプランをご提案する体制を整え、コンサルティング活動を強化することで、お客さまの課題の顕在化と信託機能を活用した課題解決に取り組んでおります。また、企業オーナー向けに事業承継コンサルティングや自社株承継信託の推進を強化し、法人・個人一体となった資産承継ニーズにお応えしております。

—中小企業貸出—

当グループは地域特性に応じた営業推進と、お客さまのニーズに合ったきめ細かな対応に努め、中小企業のお客さまへ円滑な金融機能をご提供しております。グループ各社において、各信用保証協会との提携保証商品の拡充や、日本銀行の「成長基盤強化を支援する為の資金供給制度」に対応する「成長分野応援ファンド」の新設等、お客さまの様々なニーズへの対応力向上に努めております。

また、株式会社りそな銀行については、法人のお客さまの事業戦略ニーズや、オーナー経営者のお客さまの事業承継・資産承継ニーズへの対応力強化と、法人・個人部門の一層の連携強化を目的に、平成22年4月に「事業戦略サポート室」を設置いたしました。これにより、お客さまの抱える様々な経営課題に対して、営業店・本部が一体となって課題解決型の営業に取り組んでおります。

―不動産―

依然として不動産市況の回復が遅れている中、株式会社りそな銀行は商業銀行で唯一不動産業務を本体で併営しており、当グループの持つ店舗ネットワークと幅広いお客さま基盤の強みを活かした良質な不動産情報の獲得に努め、仲介、コンサルティング、流動化、鑑定等の幅広いソリューション機能を強化することで不動産収益の向上を図っております。中核業務である不動産仲介においては、従来以上に営業現場に軸足を置いた業務サポート体制により、本部と営業現場との協働体制を強化し、お客さまに迅速かつ最適なサービスをご提供しております。また、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行のお客さまからの不動産ニーズに対しても、株式会社りそな銀行の不動産機能をご提供することにより、グループシナジーを高めるよう努めております。

―企業年金―

少子高齢化が急速に進展する中、退職給付会計に係る国際会計基準とのコンバージェンスが予定されるほか、平成24年3月には適格退職年金制度の廃止期限が到来するなど、企業年金を取り巻く環境は大きな変化を迎えており、公的年金制度を補完する企業年金制度の役割への期待はますます高まりつつあります。このような状況下、当グループの持つ豊富なお客さま基盤と専門性を有機的に結合させ、お客さまの経営課題を解決するソリューションを迅速にご提供しております。具体的な取組みとして、企業年金取引先の拡充と受託資産の増強を全社的に推進するとともに、スキルレベルに応じた多様な研修による担い手の育成、本部サポート要員の営業店駐在化による現場力の強化等、営業体制を整備しております。

また株式会社りそな銀行において、企業年金の制度設計から資産の運用・管理までのトータルサポート力のさらなる向上を図るとともに、多様なお客さまのニーズにお応えする新たな商品・サービスの開発に積極的に取り組んでおります。

(東日本大震災について)

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行の東北エリア、関東エリアの複数店舗が被災いたしました。店舗被害等は軽微であります。地震による店舗への影響等を鑑み、一部拠点(株式会社りそな銀行の行徳支店、仙台支店郡山出張所)で営業を休止いたしました。なお、株式会社りそな銀行行徳支店は4月18日より西葛西支店店舗内において、仙台支店郡山出張所は4月25日より、営業を再開しております。

また、株式会社りそな銀行仙台支店では、預金の払戻し等に随時応じられるよう、震災後において土日祝日の臨時営業を実施いたしました。

株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行では、政府からの呼びかけによる事業面での節電に協力して、東日本の一部の店舗の営業時間変更のほか、ATM稼働時間の短縮・休止を行っております。今後、一層の節電・省エネルギーへの取り組みに努めてまいります。

(当連結会計年度の業績)

当連結会計年度における業績につきましては、連結粗利益は減少しましたが、経費の抑制を進めたことや与信費用が大幅に減少したことなどにより、連結当期純利益は1,600億円(前連結会計年度比+278億円)となりました。内訳では、投資信託販売が好調だったことなどにより役務取引等利益は増加しましたが、預貸金利回り差の縮小傾向が続いたことから資金利益が減少して連結粗利益は6,670億円(前連結会計年度比△113億円)となりました。営業経費は一層の厳格な経費運営に

努めたことから3,694億円（前連結会計年度比△180億円）となり、また、与信費用は企業倒産が沈静していたことや信用リスク管理の徹底などにより615億円（同△530億円）と大幅に改善いたしました。このほか、法人税等調整額は、繰延税金資産の計上額の減少が進み621億円（前連結会計年度比+344億円）となりました。

財政状態につきましては、現金預け金や国債等による運用残高が増加したことなどから、連結総資産は42兆7,068億円（前連結会計年度末比+1兆9,633億円）となり、連結純資産は優先株式の消却等により1兆5,925億円（同△6,793億円）となりました。

また、信託財産残高は26兆936億円（前連結会計年度末比△6,160億円）となりました。

なお、当連結会計年度末直前の平成23年3月11日に発生した東日本大震災による業績への影響につきましては、一部被災地のお客さま向け貸出金に係る貸倒引当金繰入れなどの費用を、連結財務諸表作成時点までの限られた期間の中で入手可能な情報に基づき、可能な限り計上いたしました。当連結会計年度の業績への影響は限定的なものとなりました。

■ 当社の事業の経過及び成果

当社は銀行持株会社であり、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びその他のグループ会社の親会社として、事業戦略策定、経営資源の配分、及び経営管理を行い、グループ全体を統括しております。

当事業年度は、今後の資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に転換していくための基盤作りに積極的に取組んだ重要な1年となりました。具体的には、平成22年8月の預金保険法優先株式の返済開始に続き、平成22年11月に策定した「りそな資本再構築プラン」に基づき、平成23年2月までに公募普通株式発行による返済原資(払込金額の総額5,477億円)を確保し、平成23年3月に当該調達資金及び当社剰余金を活用した追加返済を実施しました。これら一連の資本政策の結果、総額12,135億円（注入額ベース）の預金保険法優先株式を返済し、①潜在株式数の大幅な削減、②公的資金完済への展望の明示、③新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）を踏まえた普通株式中心の強固な財務基盤の構築等において大きく前進いたしました。

また、当社単体の業績につきましては、経常利益は233億円、当期純利益は262億円を計上いたしました。

上記事業の成果等を踏まえ、普通株主の皆さまの要請にお応えするために、当事業年度より年間普通配当を2割増額し、1株当たり10円から12円といたしました（なお、優先株式については引続き所定の配当を行います）。

■ 企業集団が対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」に、「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱として加え、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に引き続き取組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

当グループは、「真のリテールバンク『りそな』」を目指すうえで、主に以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

① 事業領域の選択と集中

当グループは、従来から取組んでまいりました「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合し、お客さまに複数のサービスをご利用いただく「クロスセールス」を徹底推進してまいります。

（地域密着リレーシヨンの徹底）

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーシヨンのため、きめ細かな営業活動に取組み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

（「リテール×^{かける}信託」の発揮）

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

（金融商品・ローン提供力No.1への挑戦）

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品（保険・投資信託）の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力におけるNo.1を目指してまいります。

（資産承継・事業承継ブランドの確立）

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、株式会社りそな銀行の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。

（総合力発揮による法人基盤の拡充）

法人のお客さまとのリレーシヨンを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めてまいります。

② りそなスタイルの確立

当グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としてのりそなスタイルを確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。

③ りそな資本再構築プランについて

当グループは、「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得ることを目指して、平成22年11月に「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表し、本プランに基づいて、今後の公的資金の返済、自己資本規制強化（「パーゼルⅢ」）への対応及び配当政策に取組んでまいります。

同時に、当グループの資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと大きく舵を切ってまいります。

なお、(当社の事業の経過及び成果)に記載しましたとおり、公募普通株式発行による返済原資の確保並びに当該調達資金及び当社剰余金を活用した預金保険法優先株式の一部返済、並びに年間普通配当の2割増額(1株当たり10円から12円)の実施により、本プランのファースト・ステップが完了しております。

本プランに係る今後の諸施策・方針は以下のとおりです。

ア. 中長期的な配当方針

年間普通配当につきましては、当事業年度より1株当たり12円としました。当グループは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

イ. 今後の公的資金の返済方針

a. 預金保険法に基づく優先株式(預金保険法優先株式)

残存する4,500億円(注入額ベース)につきましては、今後の利益(剰余金)を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b. 預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、残存する2,616億円(注入額ベース)につきましては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c. 早期健全化法に基づく優先株式(丙種及び己種優先株式)

仮に、一斉取得(一斉転換)となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込みです。

ウ. 自己資本規制強化(「パーゼルⅢ」)への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準(第二基準)の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準(第一基準)を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客さまに対し最大限のサービス提供力強化を目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連 結 経 常 収 益	11,144	9,792	8,751	8,598
連 結 経 常 利 益	2,337	1,144	1,523	2,102
連 結 当 期 純 利 益	3,028	1,239	1,322	1,600
連 結 純 資 産 額	25,246	21,780	22,718	15,925
連 結 総 資 産	399,161	398,631	407,435	427,068

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営 業 収 益	6,004	1,855	390	313
受 取 配 当 額	5,938	1,784	320	247
銀行業を営む子会社	5,937	1,784	320	247
そ の 他 の 子 会 社	0	0	—	0
当 期 純 利 益	百万円 624,674	百万円 174,105	百万円 34,979	百万円 26,223
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益	円 銭 51,933 83	円 銭 120 97	円 銭 1 33	円 銭 △25 17
総 資 産	22,279	20,283	18,091	12,602
銀行業を営む子会社株式等	10,923	10,923	10,923	10,923
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	189	158	266	300

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2．当社は平成21年1月4日に普通株式及び各種優先株式の各1株を100株に分割しております。

1株当たり情報については、平成20年度の期首に当該株式分割があったものと仮定して記載しております。

3．1株当たりの当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額及び配当優先株式に係る消却差額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式の期中平均株式数を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
使 用 人 数	16,561人	380人	16,385人	371人

(注) 就業者数を記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	536 人	508 人
平 均 年 齢	42 年 11 月	42 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	18 年 6 月	18 年 8 月
平 均 給 与 月 額	527 千円	541 千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他 8 社からの出向者です。
2. 平均年齢・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3 月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 企業集団の主要な営業所等の状況

①銀行・信託業務

株式会社りそな銀行 大阪営業部、東京営業部、他321ヵ店（前年度末322ヵ店）
 株式会社埼玉りそな銀行 さいたま営業部、他131ヵ店（前年度末132ヵ店）
 株式会社近畿大阪銀行 本店、他127ヵ店（前年度末136ヵ店）

②その他の業務

りそな決済サービス株式会社 本社、他 4 ヲ店
 りそなカード株式会社 本社、他 1 ヲ店
 りそなキャピタル株式会社 本社、他 1 ヲ店

ロ．当社の事務所の状況

事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
東 京 本 社	東京都江東区木場一丁目 5 番65号 深川ギャザリアW 2 棟	平成22年 5 月 6 日
大 阪 本 社	大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号	平成13年12月12日

(注)東京本社は、平成22年 5 月 6 日に東京都千代田区大手町より移転しました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行・信託業務	その他の業務
設 備 投 資 の 総 額	27,525	314

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額
銀行・信託業務	ソフトウェアの導入・更改	15,185
	本部施設の新設（りそな銀行東京本社）	2,803
	店舗の新築（埼玉りそな銀行狭山支店他）	861
	店舗等の売却・除却（りそな銀行旧赤門通支店他）	
	合 計	18,850

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	当社への 配当額
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町 二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	大正7年 5月15日	279,928 百万円	100.00 %	23,903 百万円
株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区 常盤七丁目4番1号	銀行業務	平成14年 8月27日	70,000	100.00	7
株式会社近畿大阪銀行	大阪府中央区城見 一丁目4番27号	銀行業務	昭和25年 11月24日	38,971	100.00	842
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区 常盤十丁目13番10号	信用保証業務	昭和50年 5月8日	14,000	100.00 (49.02)	—
大和ギャランティ 株式会社	大阪府中央区備後町 二丁目2番1号	信用保証業務	昭和44年 7月23日	6,000	100.00 (100.00)	—
近畿大阪信用保証 株式会社	大阪府中央区備後町 一丁目7番6号	信用保証業務	平成7年 3月17日	6,397	100.00 (100.00)	—
りそな決済サービス 株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目10番5号	ファクタリング業務	昭和53年 10月25日	1,000	100.00	—
りそな債権回収 株式会社	東京都千代田区九段南 一丁目5番6号	債権管理回収 業務	平成12年 10月25日	500	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都江東区東陽 二丁目2番20号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和58年 2月12日	1,000	77.58	18
りそなキャピタル 株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目10番5号	ベンチャーキャピタル 業務	昭和63年 3月29日	10,649	100.00	—
りそな総合研究所 株式会社	大阪府中央区備後町 二丁目2番1号	コンサルティング 業務	昭和61年 10月1日	100	100.00	—
りそなビジネスサービス 株式会社	東京都台東区上野 五丁目25番11号	事務等受託業務 人材派遣業務	昭和62年 10月2日	60	100.00	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	信託業務 銀行業務	平成12年 6月20日	51,000	33.33 (33.33)	—
りそなブルダニア銀行 〔P.T. Bank Resona Perdania〕	JL.Jend. Sudirman Kav. 40-41, Jakarta, Indonesia	銀行業務	昭和31年 2月15日	2,850億 円 〔2,707 百万円〕	43.41 (43.41)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
5. 平成22年4月1日付で、当社の子会社であるりそな人事サポート株式会社とりそなビジネスサービス株式会社は、りそな人事サポート株式会社を存続会社として合併し、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更いたしました。
6. 平成22年10月1日付で、当社の持分法適用関連会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と日本トラスティ情報システム株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を存続会社として合併いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社りそな銀行	百万円 270,000	—	—

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
細 谷 英 二	取 締 役 代 表 執 行 役 会 長	株式会社りそな銀行取締役会長 株式会社りこー社外取締役	
檜 垣 誠 司	取 締 役 代 表 執 行 役 社 長	株式会社りそな銀行代表取締役兼執行役員	
東 和 浩	取 締 役 執 行 役 副 社 長 グループ戦略部担当 (※) 兼コーポレートガバナンス 事 務 局 担 当	株式会社りそな銀行執行役員	
磯 野 薫	取 締 役		
渡 邊 正 太 郎	社 外 取 締 役	株式会社りそな銀行社外取締役 フジッコ株式会社社外監査役	
小 島 邦 夫	社 外 取 締 役	日本証券金融株式会社顧問 株式会社商船三井社外取締役 株式会社JBISホールディングス社外取締役	
飯 田 英 男	社 外 取 締 役	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス社外監査役 文化シヤッター株式会社社外監査役	
奥 田 務	社 外 取 締 役	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所社外取締役	
川 本 裕 子	社 外 取 締 役	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科 教授 株式会社大阪証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役 ヤマハ発動機株式会社社外取締役	
永 井 秀 哉	社 外 取 締 役	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授	
岩 田 直 樹	執 行 役 グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理)担当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員	
上 條 正 仁	執 行 役 グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理)担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長	
中 村 重 治	執 行 役 コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当	株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員	

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
池 田 一 義	執 行 役 オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼 I T 企画部担当	株式会社りそな銀行常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役	
松 井 浩 一	執 行 役 リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行執行役員	
西 東 久	執 行 役 コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行常務執行役員	
野 村 眞	執 行 役 財 務 部 長 兼グループ戦略部 (ファイナンス・グループ ALM・IR) 担当		
吉 武 一	執 行 役 内 部 監 査 部 長	株式会社近畿大阪銀行 社外取締役	

- (注) 1. グループ戦略部（ファイナンス・グループALM・IR）担当の職務を除きます（上記※）。
2. 細谷英二、檜垣誠司及び東和浩は執行役を兼務しております。
3. 平成22年6月25日付で執行役喜沢弘幸は任期満了により退任いたしました。なお、退任時において、株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員であり、年度末現在も引続き同社役員の任にあたっております。
4. 平成23年3月31日付でグループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当の執行役桔梗芳人は辞任いたしました。なお、同日付で株式会社近畿大阪銀行代表取締役社長兼執行役員を辞任し、平成23年4月1日付で取締役兼執行役員に就任しております。
5. 平成23年4月1日付でグループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当の執行役に池田博之が就任いたしました。なお、同日付で株式会社近畿大阪銀行代表取締役社長兼執行役員に就任しております。
6. 平成23年4月1日付で東和浩は取締役兼代表執行役副社長に就任いたしました。
7. 各委員会の委員は下記のとおりです。平成22年6月25日開催の取締役会で選定され、就任いたしました。
指名委員会：永井秀哉（委員長） 渡邊正太郎 細谷英二
監査委員会：小島邦夫（委員長） 飯田英男 磯野 薫
報酬委員会：奥田 務（委員長） 川本裕子 細谷英二

(2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度に係る役員の報酬等

(単位：人・百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額		
			基本報酬	業績連動報酬
取締役	7	81	78	3
執行役	10	137	79	58
計	17	219	157	61

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、平成22年6月25日付で退任した執行役1名を含んでおります。
 3. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役11名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。
 4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役については、執行役としての報酬を支給しておりません。
 5. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。
 6. 株式取得報酬の支給はありません。
 7. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。

更に、執行役が受ける報酬等は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします（平成22年6月導入）。

(1) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

①役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

③職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

(2) 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。

業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。

①役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

③株式取得報酬（変動報酬）（平成22年6月導入）

中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

なお、取締役及び執行役の退職慰労金制度については平成16年6月25日をもって廃止しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
渡 邊 正 太 郎	株式会社りそな銀行（※） 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
小 島 邦 夫	日本証券金融株式会社 顧問 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
飯 田 英 男	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス 社外監査役 文化シヤッター株式会社 社外監査役
奥 田 務	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
永 井 秀 哉	株式会社埼玉りそな銀行（※） 社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授

- (注) 1. 株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行は当社の完全子会社であります（上記※）。
2. その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。
4. 上記6氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
渡 邊 正 太 郎	7年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち20回出席。 当年度指名委員会4回開催のうち4回出席。	製造業出身者及び長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や業務運営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
小 島 邦 夫	5年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち20回出席。 退任前報酬委員会2回開催のうち2回出席。 就任後監査委員会10回開催のうち10回出席。	金融分野の専門家及び経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯 田 英 男	4年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち20回出席。 当年度監査委員会13回開催のうち13回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥 田 務	4年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち19回出席。 当年度報酬委員会3回開催のうち3回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
川 本 裕 子	4年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち17回出席。 退任前監査委員会3回開催のうち3回出席。 就任後報酬委員会1回開催のうち1回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永 井 秀 哉	4年9ヵ月	当年度取締役会20回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会4回開催のうち2回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 責任限定契約

社外取締役である渡邊正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏及び永井秀哉氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人・百万円)

支給人数	報酬等の総額		
		基本報酬	業績連動報酬
6	59	57	2

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。
3. 社外役員に対する子会社からの報酬等は、下記のとおりであります。

支給人数 2名
報酬等の額 14百万円

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普 通 株 式	7,300,000千株
	優 先 株 式	901,780千株
	(うち丙種優先株式	12,000千株)
	(うち己種優先株式	8,000千株)
	(うち第1種優先株式	275,000千株)
	(うち第2種優先株式	281,780千株)
	(うち第3種優先株式	275,000千株)
	(うち第4種優先株式	10,000千株)
	(うち第5種優先株式	10,000千株)
	(うち第6種優先株式	10,000千株)
	(うち第7種優先株式	10,000千株)
	(うち第8種優先株式	10,000千株)
発行済株式の総数	普 通 株 式	2,514,957千株
	優 先 株 式	254,520千株
	(うち丙種第一回優先株式	12,000千株)
	(うち己種第一回優先株式	8,000千株)
	(うち第3種第一回優先株式	225,000千株)
	(うち第4種優先株式	2,520千株)
	(うち第5種優先株式	4,000千株)
	(うち第6種優先株式	3,000千株)

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成22年8月31日付で、第1種第一回優先株式200,000千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。
3. 平成23年1月31日付で、公募等により普通株式1,237,000千株を発行いたしました。
4. 平成23年2月18日付で、第三者割当により普通株式63,000千株を発行いたしました。
5. 平成23年3月11日付で、第1種第一回優先株式75,000千株、第2種第一回優先株式281,780千株および第3種第一回優先株式50,000千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。

(2) 当年度末株主数

普 通 株 式	375,371名
丙種第一回優先株式	1名
己種第一回優先株式	1名
第3種第一回優先株式	1名
第4種優先株式	1名
第5種優先株式	1名
第6種優先株式	3名

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主20,647名を含んでおります。

(3) 大 株 主

①普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	503,262 千株	20.53 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	93,854	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,852	2.40
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	55,241	2.25
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	46,702	1.90
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	41,805	1.70
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	41,306	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	22,850	0.93
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	20,183	0.82
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	19,978	0.81

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（64,179千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。
4. 株式会社整理回収機構ほか1名から平成23年3月11日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が平成23年3月8日現在で当社株式511,039千株（持株比率20.85%）を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成23年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

②丙種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	12,000 千株	100.00 %

③己種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	8,000 千株	100.00 %

④第3種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	225,000 千株	100.00 %

⑤第4種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社しんきん信託銀行(信託口) NO.8260041	2,520 千株	100.00 %

⑥第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
第一生命保険株式会社	4,000 千株	100.00 %

⑦第6種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	2,000 千株	66.66 %
明治安田生命保険相互会社	800 千株	26.66 %
大同生命保険株式会社	200 千株	6.66 %

(注)以上の優先株式につきましては、持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式	12,386株
取得価額の総額	9,277千円

(注) 1. 取得価額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記以外に、会社法第157条第1項の規定に基づき、以下の優先株式を自己株式として取得しております。
なお、取得した優先株式に関しては、取得日当日に消却を行っております。

第1種第一回優先株式

・取得日	平成22年 8 月31日
取得株式の総数	200,000,000株
取得価額の総額	425,720,000,000円
・取得日	平成23年 3 月11日
取得株式の総数	75,000,000株
取得価額の総額	160,095,000,000円

第2種第一回優先株式

・取得日	平成23年 3 月11日
取得株式の総数	281,780,786株
取得価額の総額	610,618,963,262円

第3種第一回優先株式

・取得日	平成23年 3 月11日
取得株式の総数	50,000,000株
取得価額の総額	111,250,000,000円

②処分株式

普通株式	1,564株
処分価額の総額	2,116千円

(注) 処分価額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③決算期における保有株式

普通株式	64,179,183株
------	-------------

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 古澤 茂 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 牧野あや子	278	公認会計士法第2条第1項の業務 以外の業務 ・ 国際財務報告基準 (IFRS) に関する指導、助言業務等

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 761百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性を中心、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出は抑制することを基本的な方針としております。なお、「りそな資本再構築プラン」の進捗など当事業年度の成果を踏まえ、平成22年度の年間普通配当を2割増額し（優先株式については引続き所定の配当を行います）、1株当たり10円から12円とし、以後安定配当に努める方針です。

自己株式の取得については、公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ、関係当局と協議の上、適切に対応してまいります。

ハ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

りそなプルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania) の2010年12月事業年度の会計監査人はOsman Bing Satrio & Rekan (Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee) となっております。

6. 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、「グループ内部統制に係る基本方針」を取締役会が決定しております。

「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

(1) はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針（以下、本基本方針）をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

(2) 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

①業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

②財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

(3) 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、執行役及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、執行役及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

執行役や組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。
また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

- (1) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。
- (2) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- (3) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
- (4) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。

また、執行役は、この協議内容や当該使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮すべきものとする。

⑧執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

全ての執行役及び使用人は、別途定める「監査委員会に対する報告に関する規程」に従い、当社もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。

また上記にかかわらず、監査委員会は必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができるものとする。

⑨その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査委員会への報告を行うものとする。また、内部監査、財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署は、監査委員会との円滑な意思疎通等その関係に努めるものとする。

7. その他

該当ありません。

第10期末（平成23年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流 動 資 産	51,541	流 動 負 債	41,117
現 金 及 び 預 金	345	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
有 価 証 券	25,500	リ ー ス 債 務	1
前 払 費 用	7	未 払 金	20,078
繰 延 税 金 資 産	98	未 払 費 用	440
未 収 収 益	9	未 払 法 人 税 等	9
未 収 入 金	20,580	賞 与 引 当 金	346
未 収 消 費 税 等	12	そ の 他	241
未 収 還 付 法 人 税 等	4,986	固 定 負 債	300,006
固 定 資 産	1,208,737	社 債	30,000
有 形 固 定 資 産	12	関 係 会 社 長 期 借 入 金	270,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5	リ ー ス 債 務	6
リ ー ス 資 産	7	負 債 合 計	341,123
無 形 固 定 資 産	36	（純 資 産 の 部）	
商 標 権	18	株 主 資 本	919,155
ソ フ ト ウ ェ ア	18	資 本 金	340,472
投 資 そ の 他 の 資 産	1,208,687	資 本 剰 余 金	340,472
関 係 会 社 株 式	1,122,362	資 本 準 備 金	340,472
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	89,500	利 益 剰 余 金	325,057
そ の 他	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	325,057
投 資 損 失 引 当 金	△ 3,176	繰 越 利 益 剰 余 金	325,057
		自 己 株 式	△ 86,847
		純 資 産 合 計	919,155
資 産 合 計	1,260,278	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,260,278

第10期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	31,380
関係会社受取配当金	24,771
関係会社受入手数料	4,338
関係会社貸付金利息	2,270
営業費用	5,320
借入金利息	142
社債利息	1,120
販売費及び一般管理費	4,058
営業利益	26,059
営業外収益	569
有価証券利息	152
受取手数料	255
その他	162
営業外費用	3,247
株式交付費	3,009
その他	238
経常利益	23,381
特別利益	839
投資損失引当金戻入額	839
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	24,221
法人税、住民税及び事業税	△ 560
過年度法人税等	△ 1,425
法人税等調整額	△ 16
当期純利益	26,223

第10期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		利 益 剰 余 金 合 計	
資 本 金		前 期 末 残 高	953,442
前 期 末 残 高	327,201	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		剰 余 金 の 配 当	△ 44,994
新 株 の 発 行	13,271	当 期 純 利 益	26,223
当 期 変 動 額 合 計	13,271	利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 609,613
当 期 末 残 高	340,472	当 期 変 動 額 合 計	△ 628,385
資 本 剰 余 金		当 期 末 残 高	325,057
資 本 準 備 金		自 己 株 式	
前 期 末 残 高	327,201	前 期 末 残 高	△ 86,840
当 期 変 動 額		当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行	13,271	自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693
当 期 変 動 額 合 計	13,271	自 己 株 式 の 処 分	2
当 期 末 残 高	340,472	自 己 株 式 の 消 却	1,307,683
そ の 他 資 本 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	△ 7
前 期 末 残 高	176,898	当 期 末 残 高	△ 86,847
当 期 変 動 額		株 主 資 本 合 計	
新 株 の 発 行	521,172	前 期 末 残 高	1,697,902
自己株式の処分	△ 1	当 期 変 動 額	
自己株式の消却	△ 1,307,683	新 株 の 発 行	547,716
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	剰 余 金 の 配 当	△ 44,994
当 期 変 動 額 合 計	△ 176,898	当 期 純 利 益	26,223
当 期 末 残 高	—	自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693
資 本 剰 余 金 合 計		自 己 株 式 の 処 分	0
前 期 末 残 高	504,099	当 期 変 動 額 合 計	△ 778,747
当 期 変 動 額		当 期 末 残 高	919,155
新 株 の 発 行	534,444	純 資 産 合 計	
自己株式の処分	△ 1	前 期 末 残 高	1,697,902
自己株式の消却	△ 1,307,683	当 期 変 動 額	
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	新 株 の 発 行	547,716
当 期 変 動 額 合 計	△ 163,626	剰 余 金 の 配 当	△ 44,994
当 期 末 残 高	340,472	当 期 純 利 益	26,223
利 益 剰 余 金		自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693
そ の 他 利 益 剰 余 金		自 己 株 式 の 処 分	0
繰 越 利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	△ 778,747
前 期 末 残 高	953,442	当 期 末 残 高	919,155
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	△ 44,994		
当 期 純 利 益	26,223		
利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 609,613		
当 期 変 動 額 合 計	△ 628,385		
当 期 末 残 高	325,057		

＜重要な会計方針＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1)満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2)子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

- (1)投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (2)賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債権 46,419百万円

関係会社に対する長期金銭債権 89,501百万円

関係会社に対する短期金銭債務 20,221百万円

関係会社に対する長期金銭債務 270,000百万円

4. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

＜損益計算書に関する注記＞

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

営業収益	31,380百万円
営業費用	255百万円
営業取引以外の取引高	262百万円
- 営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て152百万円を含んでおります。

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	千株 64,168	千株 12	千株 1	千株 64,179	注1
種類株式					
第1種第一回優先株式	—	275,000	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	—	281,780	281,780	—	
第3種第一回優先株式	—	50,000	50,000	—	
合 計	64,168	606,793	606,782	64,179	

- (注) 1. 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。
2. 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却否認額	792,206百万円
投資損失引当金否認額	1,290百万円
税務上の繰越欠損金	19,705百万円
その他	144百万円
繰延税金資産小計	813,347百万円
評価性引当額	△ 813,248百万円
繰延税金資産合計	99百万円
繰延税金負債合計	△ 0百万円
繰延税金資産の純額	98百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 主要株主

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要 株主	預金保険機構	(被所有) 直接 27.2 %	—	自己株式の 取得	1,307,683	—	—

(注) 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

2. 子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 りそな銀行	(所有) 直接 100.0%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金の 預入	331,529	有価証券	25,500
				有価証券利息	152	未収収益	0
				資金の借入	270,000	関係会社 長期借入金	270,000
				借入金利息	142	未払費用	142
子会社	株式会社 埼玉りそな銀行	(所有) 直接 100.0%	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	34,500
				貸付金利息	1,041	未収収益	2
子会社	株式会社 近畿大阪銀行	(所有) 直接 100.0%	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	資金の貸付	10,000	関係会社 長期貸付金	55,000
				貸付金の返済	10,000		
				貸付金利息	1,228	未収収益	6

(注) 1. 譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

3. 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

4. 貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	21円89銭
1株当たり当期純利益金額	△25円17銭

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月 9 日

株式会社 りそなホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤 茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野 勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 あや子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月13日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監 査 委 員 小 島 邦 夫 ㊞

監 査 委 員 飯 田 英 男 ㊞

監 査 委 員 磯 野 薫 ㊞

(注) 監査委員小島邦夫及び飯田英男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第10期末（平成23年 3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	3,027,781	預 金	34,179,947
コールローン及び買入手形	356,676	譲 渡 性 預 金	1,424,610
買 入 金 銭 債 権	427,467	コールマネー及び売渡手形	277,916
特 定 取 引 資 産	637,508	売 現 先 勘 定	142,972
有 価 証 券	9,899,960	特 定 取 引 負 債	244,282
貸 出 金	25,853,022	借 用 金	1,700,813
外 国 為 替	63,472	外 国 為 替	1,755
そ の 他 資 産	1,634,261	社 債	678,071
有 形 固 定 資 産	313,231	信 託 勘 定 借	375,866
建 物	104,481	そ の 他 負 債	1,320,538
土 地	193,038	賞 与 引 当 金	14,603
リ ー ス 資 産	1,174	退 職 給 付 引 当 金	11,591
建 設 仮 勘 定	1,511	そ の 他 の 引 当 金	34,552
その他の有形固定資産	13,025	再評価に係る繰延税金負債	28,277
無 形 固 定 資 産	53,836	支 払 承 諾	678,495
ソ フ ト ウ エ ア	10,915	負 債 の 部 合 計	41,114,294
リ ー ス 資 産	37,557	（純 資 産 の 部）	
その他の無形固定資産	5,364	資 本 金	340,472
繰 延 税 金 資 産	186,891	資 本 剰 余 金	237,082
支 払 承 諾 見 返	678,495	利 益 剰 余 金	879,381
貸 倒 引 当 金	△ 424,619	自 己 株 式	△ 86,847
投 資 損 失 引 当 金	△ 1,139	株 主 資 本 合 計	1,370,089
		その他有価証券評価差額金	61,826
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,352
		土 地 再 評 価 差 額 金	38,479
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,468
		その他の包括利益累計額合計	112,190
		少 数 株 主 持 分	110,273
		純 資 産 の 部 合 計	1,592,553
資 産 の 部 合 計	42,706,848	負債及び純資産の部合計	42,706,848

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(單位：百萬円)

科 目		金	額
経 資	常 用 収 益	551,097	859,898
貸 金	出 金	469,470	
有 価 証 券	ロ ー ン 借 け	58,305	
コ 債 預 そ	の 他 託 取	1,863	
信 役 特 そ	務 定 の の	54	
経 資	調 達 費	2,021	
預 譲 コ 売 債 借 社	マ ネ 現 借 債	19,382	
役 特 そ 営 そ	の 他 取 取	25,937	
貸 そ	の 倒 の	172,420	
経 特	常 別 資 産	28,900	
固 負 償	定 の 却	50,554	
特 固 減 そ	定 の 他 損	30,988	
税 法 法 少 当	金 人 株 数 期	67,004	
	等 税 人 主 損 純	38,695	
	調 整 住 民 税 等 前 主	1,770	
	の 他 税 損 調 整 純	437	
	等 税 人 主 損 純	69	
	の 他 税 損 調 整 純	140	
	の 他 税 損 調 整 純	2,454	
	の 他 税 損 調 整 純	21,177	
	の 他 税 損 調 整 純	2,258	
	の 他 税 損 調 整 純	51,555	
	の 他 税 損 調 整 純	365	
	の 他 税 損 調 整 純	42,937	
	の 他 税 損 調 整 純	369,413	
	の 他 税 損 調 整 純	118,332	
	の 他 税 損 調 整 純	33,511	
	の 他 税 損 調 整 純	84,821	
	の 他 税 損 調 整 純	210,290	
	の 他 税 損 調 整 純	32,652	
	の 他 税 損 調 整 純	5,831	
	の 他 税 損 調 整 純	237,111	
	の 他 税 損 調 整 純	72,713	
	の 他 税 損 調 整 純	164,397	
	の 他 税 損 調 整 純	4,318	
	の 他 税 損 調 整 純	160,079	

(ご参考)

連結包括利益計算書は、会計監査人の監査対象ではありませんが、参考として掲示しております。

第10期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
少数株主損益調整前当期純利益		164,397
その他の包括利益		△ 31,884
その他有価証券評価差額金	△ 21,445	
繰延ヘッジ損益	2,563	
為替換算調整勘定	△ 12,979	
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 22	
包 括 利 益		132,513
親会社株主に係る包括利益	140,679	
少数株主に係る包括利益	△ 8,166	

第10期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
資 本		前 期 末 残 高	13,789
前 期 末 残 高	327,201	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,563
新 株 の 発 行	13,271	当 期 変 動 額 合 計	2,563
当 期 変 動 額 合 計	13,271	当 期 末 残 高	16,352
当 期 末 残 高	340,472	土 地 再 評 価 差 額 金	
資 本 剰 余 金		前 期 末 残 高	40,271
前 期 末 残 高	400,709	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,792
新 株 の 発 行	534,444	当 期 変 動 額 合 計	△ 1,792
自 己 株 式 の 処 分	△ 1	当 期 末 残 高	38,479
自 己 株 式 の 消 却	△ 1,307,683	為 替 換 算 調 整 勘 定	
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	前 期 末 残 高	△ 3,807
当 期 変 動 額 合 計	△ 163,626	当 期 変 動 額	
当 期 末 残 高	237,082	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 660
利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	△ 660
前 期 末 残 高	1,372,119	当 期 末 残 高	△ 4,468
当 期 変 動 額		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
剰 余 金 の 配 当	△ 44,994	前 期 末 残 高	133,382
当 期 純 利 益	160,079	当 期 変 動 額	
土地再評価差額金の取崩	1,792	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 21,192
利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 609,613	当 期 変 動 額 合 計	△ 21,192
当 期 変 動 額 合 計	△ 492,737	当 期 末 残 高	112,190
当 期 末 残 高	879,381	少 数 株 主 持 分	
自 己 株 式		前 期 末 残 高	125,326
前 期 末 残 高	△ 86,840	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 15,052
自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693	当 期 変 動 額 合 計	△ 15,052
自 己 株 式 の 処 分	2	当 期 末 残 高	110,273
自 己 株 式 の 消 却	1,307,683	純 資 産 合 計	
当 期 変 動 額 合 計	△ 7	前 期 末 残 高	2,271,897
当 期 末 残 高	△ 86,847	当 期 変 動 額	
株 主 資 本 合 計		新 株 の 発 行	547,716
前 期 末 残 高	2,013,189	剰 余 金 の 配 当	△ 44,994
当 期 変 動 額		当 期 純 利 益	160,079
新 株 の 発 行	547,716	自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693
剰 余 金 の 配 当	△ 44,994	自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 純 利 益	160,079	土地再評価差額金の取崩	1,792
自 己 株 式 の 取 得	△ 1,307,693	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 36,244
自 己 株 式 の 処 分	0	当 期 変 動 額 合 計	△ 679,344
土地再評価差額金の取崩	1,792	当 期 末 残 高	1,592,553
当 期 変 動 額 合 計	△ 643,099		
当 期 末 残 高	1,370,089		
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
前 期 末 残 高	83,129		
当 期 変 動 額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 21,303		
当 期 変 動 額 合 計	△ 21,303		
当 期 末 残 高	61,826		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 17社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

なお、日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連法人等である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等
会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社

3月末日 13社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は443,263百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金 11,346百万円

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金 12,666百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 5,256百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

ポイント引当金 4,050百万円

「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

利息返還損失引当金 561百万円

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく

繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は88百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は152百万円減少し、税金等調整前当期純利益は459百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）

23,345百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,752百万円、延滞債権額は459,878百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,171百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は261,403百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,205百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、196,758百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,837 百万円
特定取引資産	142,947
有価証券	6,664,361
貸出金	166,479
その他資産	3,880

担保資産に対応する債務

預金	163,227 百万円
売現先勘定	142,972
借入金	1,633,620

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,196,235百万円及びその他資産246,601百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,666百万円、敷金保証金は22,322百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,801,642百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,584,472百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,229百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 212,723百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 53,258百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債624,469百万円が含まれております。
15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託439,223百万円であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は274,968百万円であります。
17. 1株当たりの純資産額 251円67銭
18. 連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	3,925百万円
	無形固定資産	389百万円
	合計	4,314百万円

2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	3,193百万円
	無形固定資産	262百万円
	合計	3,455百万円

3. 期末残高相当額	有形固定資産	732百万円
	無形固定資産	126百万円
	合計	859百万円

4. 未経過リース料期末残高相当額		
	1年内	913百万円
	1年超	133百万円
	合計	1,046百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
	支払リース料	1,149百万円
	減価償却費相当額	990百万円
	支払利息相当額	39百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、2,474百万円であります。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 361,699	百万円
年金資産（時価）	464,354	
未積立退職給付債務	102,654	
未認識数理計算上の差異	18,562	
連結貸借対照表計上額の純額	121,217	
前払年金費用	132,809	
退職給付引当金	△ 11,591	

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益8,669百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却52,299百万円、株式等売却損5,888百万円及び株式等償却3,598百万円を含んでおります。
3. 「負ののれん発生益」は、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額であります。
4. 「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。
5. 1株当たり当期純利益金額 73円14銭
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 41円47銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,214,957	1,300,000	—	2,514,957	注1
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	—	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	281,780	—	281,780	—	注2
第3種第一回優先株式	275,000	—	50,000	225,000	注2
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合 計	2,076,258	1,300,000	606,780	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,168	12	1	64,179	注3
種類株式					
第1種第一回優先株式	—	275,000	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	—	281,780	281,780	—	注2
第3種第一回優先株式	—	50,000	50,000	—	注2
合 計	64,168	606,793	606,782	64,179	

- (注) 1. 普通株式の増加は、公募等による新株式発行による増加であります。
2. 第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
3. 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年 5月14日 取締役会	普通株式	11,507百万円	10.00円	平成22年 3月31日	平成22年 6月9日
	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816百万円	68.00円		
	己種第一回優先株式	1,480百万円	185.00円		
	第1種第一回優先株式	7,887百万円	28.68円		
	第2種第一回優先株式	8,081百万円	28.68円		
	第3種第一回優先株式	7,887百万円	28.68円		
	第4種優先株式	2,501百万円	992.50円		
	第5種優先株式	3,675百万円	918.75円		
	第6種優先株式	1,159百万円	386.51円		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成23年5月13日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	29,409百万円	12.00円	利益剰余金	平成23年 3月31日	平成23年 6月9日
種類株式					
丙種第一回優先株式	816百万円	68.00円			
己種第一回優先株式	1,480百万円	185.00円			
第3種第一回優先株式	5,301百万円	23.56円			
第4種優先株式	2,501百万円	992.50円			
第5種優先株式	3,675百万円	918.75円			
第6種優先株式	3,712百万円	1,237.50円			

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約42兆円を有する金融グループとして、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証・債権管理回収等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は77%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

・株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒さ

れる様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が83%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証(株)、債権管理回収等を行っているりそな債権回収(株)、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード(株)等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レボ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに

に、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク量はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行のVaRを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク量は、グループとしての市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク量は、2,448百万円であります。

(イ) バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク量は、49,503百万円であります。

(ウ) 政策投資株式

当社グループの各銀行では、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策投資株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日及び1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策投資株式のリスク量は、76,189百万円であります。

(エ) 市場リスクのVaRの検証体制等

当社グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2. 金融商品の時価等に関する事項 (注1) 金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	3,027,781	3,027,781	—
(2) コールローン及び買入手形	356,676	356,676	—
(3) 買入金銭債権 (※1)	427,417	428,913	1,495
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	371,960	371,960	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,667,900	1,692,496	24,596
その他有価証券	8,130,206	8,130,206	—
(6) 貸出金	25,853,022		
貸倒引当金 (※1)	△ 358,624		
	25,494,397	25,869,729	375,331
(7) 外国為替 (※1)	62,333	62,333	—
資産計	39,538,674	39,940,097	401,423
(1) 預金	34,179,947	34,193,696	13,749
(2) 譲渡性預金	1,424,610	1,424,632	22
(3) コールマナー及び売渡手形	277,916	277,916	—
(4) 売現先勘定	142,972	142,972	—
(5) 借入金	1,700,813	1,702,651	1,838
(6) 外国為替	1,755	1,755	—
(7) 社債	678,071	686,834	8,762
(8) 信託勘定借	375,866	375,866	—
負債計	38,781,953	38,806,325	24,372
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,774	78,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38,015)	(38,235)	△ 219
デリバティブ取引計	40,758	40,539	△ 219

	契約額等	時 価
その他 債務保証契約 (※3)	678,495	△ 18,526

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (* 1) (* 2)	75,841
組 合 出 資 金 (* 2) (* 3)	26,011
合 計	101,853

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について711百万円、組合出資金について744百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,498,353	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	356,676	—	—	—	—	—
買入金銭債権	257,526	8,483	336	108	—	162,006
有価証券						
満期保有目的の債券	45,284	220,179	254,123	327,304	824,761	3,000
うち国債	30,000	165,000	177,000	266,300	714,700	3,000
地方債	12,080	51,033	75,221	60,954	110,061	—
社債	3,203	4,146	1,902	50	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,730,090	1,458,365	2,536,317	390,005	477,673	42,613
うち国債	2,528,700	1,083,700	2,064,100	254,600	384,000	—
地方債	332	5,730	41,860	16,700	85,884	—
社債	184,626	314,527	400,071	110,110	6,302	22,351
貸出金（*）	7,075,053	4,198,594	2,798,003	1,761,329	2,189,376	7,625,609
外国為替	63,472	—	—	—	—	—
合 計	13,026,457	5,885,623	5,588,780	2,478,747	3,491,811	7,833,229

（*）貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの205,054百万円は含めておりません。また取立不能見込み額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*1）	31,063,198	2,572,940	543,808	—	—	—
譲渡性預金	1,419,410	5,200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	277,916	—	—	—	—	—
売現先勘定	142,972	—	—	—	—	—
借入金	1,646,505	4,335	913	12,041	37,016	—
外国為替	1,755	—	—	—	—	—
社債（*2）	20,910	32,730	40,000	125,000	171,300	—
信託勘定借	375,866	—	—	—	—	—
合 計	34,948,534	2,615,206	584,722	137,041	208,316	—

（*1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）社債のうち、期間の定めのないもの 288,213百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年 3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	114

2. 満期保有目的の債券（平成23年 3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	923,285	941,635	18,349
	地方債	267,584	277,454	9,869
	社 債	8,090	8,264	174
	小 計	1,198,960	1,227,354	28,393
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	426,252	422,967	△3,285
	地方債	41,475	40,998	△477
	社 債	1,210	1,176	△34
	小 計	468,939	465,141	△3,797
合 計		1,667,900	1,692,496	24,596

3. その他有価証券（平成23年 3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株 式	350,775	220,258	130,516
	債 券	2,004,953	1,992,869	12,083
	国 債	1,520,061	1,514,691	5,370
	地方債	105,314	102,124	3,189
	社 債	379,577	376,054	3,523
	その他	48,112	46,295	1,816
	小 計	2,403,841	2,259,424	144,416
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株 式	113,272	131,611	△ 18,339
	債 券	5,510,683	5,537,158	△ 26,475
	国 債	4,802,029	4,823,200	△ 21,171
	地方債	47,716	48,276	△ 560
	社 債	660,937	665,681	△ 4,743
	その他	218,551	225,287	△ 6,736
	小 計	5,842,507	5,894,058	△ 51,551
合 計		8,246,348	8,153,482	92,865

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額56,576百万円）及び組合出資金（同21,931百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	16,886	4,675	199
債 券	30,172,201	44,970	14,317
国 債	29,300,770	40,646	14,250
地方債	67,046	391	34
社 債	804,384	3,931	33
その他	1,129,904	10,680	9,029
合 計	31,318,992	60,325	23,546

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,673百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月 9 日

株式会社 りそなホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月13日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監査委員 小島 邦夫 ⑩

監査委員 飯田 英男 ⑩

監査委員 磯野 薫 ⑩

（注）監査委員小島邦夫及び飯田英男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(参 考)

1. 株式会社りそな銀行の決算概要

第9期末（平成23年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,380,432	預金	20,811,898
コールローン	207,729	譲渡性預金	1,477,620
買入金銭債権	58,169	コールマネー	212,423
特定取引資産	606,462	売現先勘定	142,972
有価証券	5,347,385	特定取引負債	244,816
貸出金	17,193,240	借入金	1,589,967
外国為替	53,720	外国為替	6,075
その他資産	1,590,339	社債	606,255
有形固定資産	221,615	信託勘定借	375,866
無形固定資産	48,465	その他の負債	915,355
繰延税金資産	123,223	賞与引当金	8,337
支払承諾見返	380,015	その他の引当金	21,859
貸倒引当金	△ 254,987	再評価に係る繰延税金負債	28,277
		支払承諾	380,015
		負債の部合計	26,821,740
		(純資産の部)	
		資本金	279,928
		資本剰余金	377,178
		資本準備金	279,928
		その他資本剰余金	97,250
		利益剰余金	373,425
		その他利益剰余金	373,425
		繰越利益剰余金	373,425
		株主資本合計	1,030,532
		その他有価証券評価差額金	47,619
		繰延ヘッジ損益	17,483
		土地再評価差額金	38,438
		評価・換算差額等合計	103,541
		純資産の部合計	1,134,074
資産の部合計	27,955,814	負債及び純資産の部合計	27,955,814

第9期（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	563,321
資金運用収益	341,980
（うち貸出金利息）	(290,925)
（うち有価証券利息配当金）	(31,731)
信託報酬	25,937
役務取引等収益	104,568
特定取引収益	30,499
その他の業務収益	40,771
その他の経常収益	19,563
経常費用	429,432
資金調達費用	50,405
（うち預金利息）	(23,670)
役務取引等費用	51,289
特定取引費用	365
その他の業務費用	40,893
営業経費	228,296
その他の経常費用	58,181
経常利益	133,888
特別利益	25,667
特別損失	4,251
税引前当期純利益	155,305
法人税、住民税及び事業税	△ 10,408
法人税等調整額	60,551
法人税等合計	50,143
当期純利益	105,161

2. 株式会社埼玉りそな銀行の決算概要

第9期末（平成23年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	594,433	預 金	10,193,712
コ ー ル ロ ー ン	127,099	譲 渡 性 預 金	121,890
買 入 金 銭 債 権	42,278	コ ー ル マ ネ ー	64,545
商 品 有 価 証 券	34,843	借 用 金	106,100
有 価 証 券	3,743,045	外 国 為 替	159
貸 出 金	6,388,352	社 債	105,500
外 国 為 替	8,126	そ の 他 負 債	88,248
そ の 他 資 産	48,003	賞 与 引 当 金	2,650
有 形 固 定 資 産	57,710	退 職 給 付 引 当 金	4,221
無 形 固 定 資 産	2,924	そ の 他 の 引 当 金	7,078
繰 延 税 金 資 産	23,819	支 払 承 諾	17,247
支 払 承 諾 見 返 金	17,247	負 債 の 部 合 計	10,711,353
貸 倒 引 当 金	△ 51,971	（純 資 産 の 部）	
		資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	137,243
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	117,230
		繰 越 利 益 剰 余 金	117,230
		株 主 資 本 合 計	307,243
		その他有価証券評価差額金	18,109
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 791
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	17,317
		純 資 産 の 部 合 計	324,560
資 産 の 部 合 計	11,035,914	負債及び純資産の部合計	11,035,914

第9期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	189,240
資 金 運 用 収 益	146,187
(う ち 貸 出 金 利 息)	(123,906)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(21,280)
役 務 取 引 等 収 益	32,286
そ の 他 業 務 収 益	6,356
そ の 他 経 常 収 益	4,409
経 常 費 用	131,296
資 金 調 達 費 用	13,329
(預 金 利 息)	(9,095)
役 務 取 引 等 費 用	19,745
そ の 他 業 務 費 用	3,449
営 業 経 費	78,174
そ の 他 経 常 費 用	16,596
経 常 利 益	57,943
特 別 利 益	1,532
特 別 損 失	865
税 引 前 当 期 純 利 益	58,610
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,727
法 人 税 等 調 整 額	△ 10
法 人 税 等 合 計	23,717
当 期 純 利 益	34,892

3. 株式会社近畿大阪銀行の決算概要

第11期末（平成23年 3 月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	52,665	預 金	3,270,471
コ ー ル ロ ー ン	20,000	譲 渡 性 預 金	18,700
買 入 金 銭 債 権	71,702	借 用 金	83,500
商 品 有 価 証 券	6	外 国 為 替	56
有 価 証 券	810,559	そ の 他 負 債	12,608
貸 出 金	2,511,403	賞 与 引 当 金	2,101
外 国 為 替	3,574	退 職 給 付 引 当 金	5,894
そ の 他 資 産	19,256	そ の 他 の 引 当 金	3,559
有 形 固 定 資 産	30,920	支 払 承 諾	15,869
無 形 固 定 資 産	836	負 債 の 部 合 計	3,412,760
繰 延 税 金 資 産	11,561	（純 資 産 の 部）	
支 払 承 諾 見 返	15,869	資 本 金	38,971
貸 倒 引 当 金	△ 26,925	資 本 剰 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	18,291
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,291
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,291
		株 主 資 本 合 計	112,702
		その他有価証券評価差額金	△ 4,032
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 4,032
		純 資 産 の 部 合 計	108,669
資 産 の 部 合 計	3,521,430	負債及び純資産の部合計	3,521,430

第11期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		73,986
資 金 運 用 収 益	53,157	
(うち貸出金利息)	(46,997)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,466)	
役 務 取 引 等 収 益	14,128	
そ の 他 業 務 収 益	4,499	
そ の 他 経 常 収 益	2,200	
経 常 費 用		72,732
資 金 調 達 費 用	6,407	
(うち預金利息)	(5,011)	
役 務 取 引 等 費 用	6,990	
そ の 他 業 務 費 用	1,762	
営 業 経 費	43,591	
そ の 他 経 常 費 用	13,980	
経 常 利 益		1,253
特 別 利 益		3,206
特 別 損 失		612
税 引 前 当 期 純 利 益		3,848
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 7,800	
法 人 税 等 調 整 額	1,169	
法 人 税 等 合 計		△ 6,631
当 期 純 利 益		10,479

4. 信託財産残高表

信託財産残高表 (平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	84,905	金 銭 信 託	7,202,983
有 価 証 券	0	年 金 信 託	3,700,539
信 託 受 益 権	24,588,199	財 産 形 成 給 付 信 託	1,071
受 託 有 価 証 券	2,155	投 資 信 託	13,337,223
金 銭 債 権	390,246	金銭信託以外の金銭の信託	280,155
有 形 固 定 資 産	615,281	有 価 証 券 の 信 託	278,367
無 形 固 定 資 産	3,366	金 銭 債 権 の 信 託	414,875
そ の 他 債 権	9,152	土地及びその定着物の信託	123,205
銀 行 勘 定 貸	375,866	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,813
現 金 預 け 金	24,468	包 括 信 託	752,406
合 計	26,093,642	合 計	26,093,642

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額24,588,199百万円が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産1,443,317百万円
5. 元本補てん契約のある信託の貸出金84,905百万円のうち破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は16,009百万円、3ヵ月以上延滞債権額は16百万円、貸出条件緩和債権額は3,657百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は19,723百万円であります。
6. 合算対象となる子会社は、株式会社りそな銀行1社であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託 (単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	84,905	元 本	439,223
そ の 他	354,734	債 権 償 却 準 備 金	259
		そ の 他	157
計	439,640	計	439,640

以 上